

## 第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和8年2月17日(火) 午前10時00分
- 場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室
- 出席部会委員 1岡安 俊也・2川邊 千秋・3北澤 奈帆美・4田村 明  
8喜多 義幸・9木下 伸裕・10小粥 文夫・11清水 喜代己  
12藤田 直樹・13丸山 耕一・19太田 義政・23水谷 隆  
以上12名
- 欠席委員 5前川 洋子・21坂野 大徹
- 出席部会員外委員
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・横井担当主幹・和田主査
- 総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹  
美里：谷川担当主幹 香良洲：柴山担当副主幹
- 議事録署名者 1岡安 俊也・13丸山 耕一
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 時効取得による所有権の移転について
- 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理取消願について(所有権移転)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第7号 買受適格証明願について
- 報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>
- 議案第8号 行政不服審査法第44条の規定に基づく審査請求に対する裁決について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第2回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席者は5番 前川 洋子委員、21番 坂野 大徹委員の2名でございます。出席委員は12名でございます。  
本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。1番 岡安俊也委員、それから13番 丸山 耕一委員、よろしく願いいたします。  
それでは初めに、会長先決の報告事項に入ります。  
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。  
19ページをご覧ください。議案第1号、番号3について、この案件のうち、申請地 大里山室町堀越\_\_\_\_\_の1筆につきまして取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。  
また、この削除に伴い、21ページ下の合計欄につきまして、合計22筆を21筆に、計28,844㎡を27,578㎡に、そして、田、17,597㎡を16,331㎡に訂正をお願いいたします。  
  
つづきまして、別冊の津市農用地利用集積等促進計画をご覧ください。1ページの議案第7号、番号1、この案件につきまして取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。  
また、この削除に伴い、33ページ下の合計欄につきまして、合計325筆を320筆に、計644,533.57㎡を640,751.57㎡に、そして、畑の5,922㎡を2,140㎡に訂正をお願いします。  
  
つづきまして、補足としてご説明します。別冊の津市農用地利用集積等促進計画の33ページをご覧ください。番号160については、地権者が\_\_\_\_\_さん外1名からの権利移転設定となります。  
訂正と補足は以上でございます。  
  
それでは、議案書の1ページから2ページお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から6で、件数は6件、合計面積は22,283.00㎡で、その内訳は田が21,665.00㎡で畑が618.00㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
  
3ページから11ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から17で、件数は17件、合計面積は55,494.67㎡で、その内訳は田が37,499.27㎡、畑が17,523.00㎡、その他が472.40㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

12ページをお願いします。

報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 申請地は畑で、取得年月日は昭和50年2月3日でございます。

番号2 申請地は畑で、取得年月日は昭和50年2月3日でございます。

以上、件数は2件、合計面積は98.00㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

13ページをお願いします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は949.00㎡で、その内訳は田が39.00㎡で、畑が910.00㎡でございます。

14ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1 資材置場

以上、件数は1件、合計面積は1,847.00㎡で、すべて田でございます。

15ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 太陽光発電施設用地

番号3 店舗建築（事務所・倉庫）

番号4 資材・車両機械置場

番号5 店舗（美容室）兼住宅

番号6 長屋住宅2棟

番号7 宅地分譲用地（4区画）

番号8 住宅敷地の一部

番号9 自動車置場

以上、件数は9件、合計面積は11,218.00㎡で、その内訳は田が9,031.00㎡で、畑が2,187.00㎡でございます。

17ページをお願いします。

報告第7号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 宅地造成

これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第

5条の届出が添付されております。

以上、合計件数1件、合計面積は2,228.00㎡で、すべて田でございます。

18ページをお願いします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.52 ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町北浦、登記地目・現況地目とも畑、面積 737㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 橋南、申請地 津興高砂、登記地目・現況地目とも畑、面積 618㎡ 外1筆、合計面積 1,326㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 大里、申請地 大里野田町細澤、登記地目・現況地目とも畑、面積 652㎡ 外2筆、合計面積 2,828㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里窪田町八之坪、登記地目・現況地目とも田、面積 939㎡。

譲受理由は生前贈与のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町毛抜、登記地目 雑種地、現況地目 畑、面積 519㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は労力不足のためです。

20ページをお願いいたします。

番号6、地区 大里、申請地 大里野田町南所、登記地目・現況地目とも田、面積 2,672㎡ 外2筆、合計面積 9,472㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は生前贈与のためです。

番号7、地区 大里、申請地 大里野田町若林、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,052㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号8、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野、登記地目・現況地目とも畑、面積 4,018㎡ 外1筆、合計面積 4,677㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号9 地区 神戸、申請地 野田千束、登記地目・現況地目とも田、面積 1,412㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号10、地区 黒田、申請地 河芸町三行高城、登記地目・現況地目とも田、面積 2,131㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院学屋敷、登記地目・現況地目とも畑、面積 462㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

21ページをお願いいたします。

番号12、地区 安濃、申請地 安濃町清水松本、登記地目・現況地目とも畑、面積 297㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号13、地区 村主、申請地 安濃町川西世古、登記地目・現況地目とも田、面積 790㎡。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号14、地区 村主、申請地 安濃町川西塚田、登記地目・現況地目とも田、面積 474㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は生前贈与のためです。

番号15、地区 香良洲、申請地 香良洲町砂ノ西、登記地目・現況地目とも田、面積 462㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は15件、合計面積は27,578㎡で、このうち田が16,331㎡で、畑が10,728㎡、その他が519㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認したところ、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

議 長	番号2、地区 橋南、お願いします。
川邊委員	2番、川邊でございます。この案件につきましては、2月5日に現地確認しました。場所的には_____の近くです。_____の真ん中で、丁寧に管理された圃場でございます。推進委員は推進委員で自ら現地確認して貰いまして、昨日も推進委員と話して、問題ないということでございますので、よろしくお願いいたします。本当にきれいにして貰っている圃場でございます。
議 長	番号3から番号7まで、地区 大里、お願いします。
岡安委員	1番、岡安です。現地確認させていただきました。問題ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	番号8、地区 高野尾、お願いします。
岡安委員	1番、岡安です。ここも現地確認させていただきました。問題ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	番号9、地区 神戸、お願いします。
事務局	事務局から説明させていただきます。前川委員が、本日欠席となっております。 現地確認につきましては、地元推進委員が確認をいただきまして、問題ない旨の連絡を受けておりますので、報告をいたします。以上でございます。
議 長	番号10、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。地元推進委員と見に行きましたが、別に問題ありませんので、よろしくお願い致します。
議 長	番号11、地区 雲林院、お願いします。
木下委員	9番、木下です。地元推進委員さんと現地確認して、問題なしであります。よろしくお願い致します。
議 長	番号12、地区 安濃、お願いします。
藤田委員	12番、藤田です。問題ないと思います。よろしくお願い致します。
議 長	番号13と14、地区 村主、お願いします。
丸山委員	13番、丸山です。現地確認で特に問題として取り上げるべき点はございませんでした。よろしくお願い致します。
議 長	番号15、地区、香良洲、お願いします。
北澤委員	3番、北澤です。こちらも現地確認したところ、全く問題はありませんでし

た。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
番号1から番号15について、地元委員さんから異議なしということでした。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。  
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 安東、申請地 納所町常、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 68㎡ 外1筆、合計面積 136㎡。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。昭和56年頃、車庫を建築する際に造成工事をした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里窪田町高入、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 249㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。昭和61年8月頃から\_\_\_\_\_への進入路及び駐車場として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

許可書の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。  
農地区分は第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町三行高城、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 595㎡ 外2筆、合計面積 1,318㎡。

これにつきましては、申請地を資材・重機置場とするものです。平成26年頃から重機や資材置場として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請地 安濃町川西世古、登記地目・現況地目とも畑、面積 105㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
農地区分は第3種農地と判断されます。

以上、件数は4件、面積は1,808㎡で、このうち田が1,635㎡、畑が173㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。この案件の場所は、\_\_\_\_\_の近くの集落の土地  
でございます。そして、事務局から話がありましたように、親が農地へ車庫を  
建てて、今回息子さんが始末書を出してきた案件でございます。地元推進委員  
4名と私と事務局と確認いたしまして、問題ないということでございますので、  
よろしく願いいたします。

議 長 番号2、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。確認いたしました。問題ございませんので、よろしく願  
いいたします。

議 長 番号3、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何の問題もございませんので、よ  
ろしく願いいたします。

議 長 番号4、地区 村主、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。これも現地確認の結果、特に問題とすべき点はございま  
せんでした。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号4について、地元委員さんから異議のない旨の発言でござい  
ました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定いた  
します。  
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移  
転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移  
転）、でございます。  
番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野、登記地目 畑、現況地  
目 宅地、面積 959㎡のうち300㎡。  
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和62年  
頃から農業用倉庫を建築し、利用していた旨の始末書の提出がありますことか  
ら、これを追認しようとするものです。  
農地区分は第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田井尻、登記地目・現況地目とも田、面積 1,563㎡ 外6筆、合計面積 9,422㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は5,767.5㎡、パネル設置率は47.1%になります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町林上新田、登記地目・現況地目とも畑、面積 673㎡ 外2筆、合計面積 1,145㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は421.4㎡、パネル設置率は36.8%になります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

24ページをお願いいたします。

番号4、地区 辰水、申請地 美里町家所相堂、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 438㎡。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。平成20年頃から植林し、山林として管理していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は11,305㎡で、このうち田が9,224㎡、畑が2,081㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現地確認をさせていただきました。問題ございません。よろしくをお願いいたします。

議 長 番号2、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。9日に事務局、部会長、私と河芸の総合支所の職員とで現地を見ましたが、別に問題ないということでよろしくをお願いいたします。

議 長 番号3、地区 明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。13日に現地確認しまして、特に問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 番号4、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。2月9日に現地確認させていただきました。事務局の説明どおり、現況は山林となっておりますが、それを山林として使われるということで別に問題ないということでございます。よろしく申し上げます。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号1から番号4について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田登里、登記地目・現況地目とも田、面積 171㎡ 外2筆、合計面積 2,180㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は5,467.5㎡、パネル設置率は47.1%になります。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>こちらの案件につきましては、23ページの2番と合わせての設置となりますが、所有権移転と地上権が分かれていることから、申請が別になっているものです。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は2,180㎡で、全て田でございます。この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 黒田、お願いします。</p>
喜多委員	<p>8番、喜多です。今さっきの事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願についてで、でございます。</p> <p>番号1、地区 安濃、対象地 安濃町内多見泥、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 101㎡。</p>

これにつきましては、平成4年10月28日撮影の空中写真撮影記録証明書により、対象地に昭和30年頃に建てた隣接地の住宅が当該地に越境しており、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は1件、合計面積は101㎡で、全て畑でございます。この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第1号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいな。それでは、異議なしと認め、議案第5号について証明することといたします。

次に、議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任についてでございます。

令和8年1月14日に\_\_\_\_\_地区農地利用最適化推進委員\_\_\_\_\_委員から辞任願が会長宛てに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。

なお、\_\_\_\_\_委員は健康上の理由とのことでありまして、正当な事由と判断して差し支えないものと思われまます。本日、承認をいただきましたら、本日、令和8年2月17日付をもって辞任ということになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、ご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

川邊委員 2番、川邊です。代わりの人については、それはどうなっていますか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 推進委員さんが1名、本日付で承認いただきまして辞任となりましたら、その後、当初に農業委員さん、推進委員さんを募集したときのようにホームページ等で募集をして、応募もしくは推薦をいただきます。推進委員さんとして応募がありましたら審査をしまして、その後、また部会で決定をいただく運びに

なると思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

また、美杉地区でも1名推進委員さんがお亡くなりになられておりますので、同じに募集をして、また新しい推進委員さん、期間もまだ残り2年以上ありますので、募集をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 分かりました。皆さん、いかがでしょうか。

水谷委員 23番、水谷です。これは、期間がどれだけであっても、そういうふうな手続でやるんですか。

事務局 必ずしも補充しなければならないとはなっていないのですけれども、今回につきましては残りの期間が長いので、地元の委員さんとかにも相談をさせていただいて、また新たに募集をさせていただくようなことにしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

水谷委員 23番、水谷です。半年以上残っておるとか、1年残っておるとか、そういう決まり事ことはないわけやね。

事務局 決まり事はございません。本来は総会で判断をしていただくんですけれども、新たに全員がまた寄っていただくということも皆様のお手間になりますので、本日、第2農地部会のほうでも同じ議案を諮らせていただいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

水谷委員 23番、水谷です。総会では、残りの期間と次にして貰う人について承認を得るのですか。臨時総会をせんならん話になるやんね。

事務局 残りの期間は、今の推進委員さんの残任期間というふうに決まっておりますので、令和10年3月31日までです。議案書のほうにも書かせていただいておりますけれども、新しい委員さんにつきましては途中、決定いただいたときから令和10年の3月31日までという形にさせていただくこととなります。5月ぐらいの総会の時期か農地部会の時期での承認となります。農地部会の時期であれば、本日と同じように、両部会の農地部会で諮らせていただきたいと思います。

水谷委員 分かりました。問題ありません。

議 長 皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について承認することといたします。次に、議案第7号、別冊でお配りしております農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

1 ページから 33 ページをお願いいたします。

件数は 159 件、合計面積は 640,751.57㎡で、このうち田が 638,611.57㎡、畑が 2,140㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び 3 号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。また、市は、促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び 3 号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明は終わりました。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をいただきたいと思えます。

まず、整理番号 35 についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 該当のページは 7 ページでございます。整理番号 35 番、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
では、入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号 82 から整理番号 145 についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 ページは 17 ページから 29 ページです。整理番号 82 から 145 です。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 続いて、整理番号150についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですな。  
入室をお願いいたします。

< 入 室 >

議 長 ありがとうございます。これらの案件については、中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をいただきたいと思えます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですな。ありがとうございます。それでは、議事参与の制限に該当しない部分につきましても、案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
次、議案第8号 行政不服審査法第44条の規定に基づく審査請求に対する裁決について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号 行政不服審査法第44条の規定に基づく審査請求に対する裁決について、でございます。

別冊の議案第8号と議案第8号に係る参考資料をお願いいたします。

まずは、今回の事案を簡潔にご説明させていただきます。

令和7年4月に農地を太陽光発電施設用地とするための農地法第5条の転用申請があり、同年5月に許可をしましたが、申請地の周辺に農地等を所有する者から当該許可について不服があり、当該許可の取消し等を求める審査請求書の提出がありましたので、その裁決についての議題となります。

議案第8号の裁決書のご説明の前に、今回、太陽光発電施設用地として転用許可のあった農地の位置図、工事完了報告時の土地利用計画図、審査請求書を提出した者が所有する土地の位置関係等を確認しながら、今回の事案の要点をご説明させていただきます。

では、議案第8号に係る参考資料の表紙を1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

今回、太陽光発電施設用地として農地法第5条転用許可をした農地であり審査請求の対象となった農地は、河芸町西千里字西浦\_\_\_\_\_番地外4筆であり、1ページの図ではオレンジ色で示されております。

では、2ページ、3ページをご覧ください。

2 ページが工事完了報告時の土地利用計画図です。3 ページは、今回、太陽光発電施設用地として転用を許可した農地と審査請求人が所有する土地の位置関係を示したものとなります。3 ページで赤く表示された農地が今回の転用許可をした農地であり、本件審査請求の対象となった農地です。審査請求人が所有する土地は、その赤く示された農地の北側、この地図では上側の土地であり、航空写真では、ブルーの防草シートに囲まれた正方形の形をした土地が農地部分となります。その下の太陽光発電施設用地も、審査請求人が所有する土地となります。

次に、審査請求人の主張について、ご説明させていただきます。

21 ページから 29 ページをご覧ください。

こちらが審査請求人から出された審査請求書になります。ここでは内容について読み上げることはいたしません、審査請求書は 2 回提出されており、補正書によって、その内容が整理されております。審査請求人の主張は、今回の太陽光発電施設用地への転用申請に当たり、隣接する土地の所有者である審査請求人に対し説明がされていないこと、農地の転用により土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがあること、今回の転用申請書と本件農地における実態に相違があること及びこれらの状況にもかかわらず転用許可を行ったことは不適切であることから、今回の転用許可の取消し及び本件審査請求の趣旨及び理由を考慮した裁決を求めているものでございます。

では、次に、今回の転用申請以前の状況や現在の状況を踏まえて、今回の転用許可についての審査基準について、ご説明させていただきます。

ページを戻りまして、4 ページをご覧ください。

4 ページでは、平成 29 年と令和 5 年に撮影された航空写真の比較となります。令和 5 年に撮影された下の航空写真を見ていただきたいんですが、令和 3 年に審査請求人が所有する土地に太陽光発電施設が設置され、ブルーの防草シートも設置されております。ただし、防草シートに囲まれた正方形の農地部分ですが、この時点でも荒廃していることが見受けられます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

5 ページの航空写真は、今回転用許可のあった農地と審査請求人が所有する太陽光発電施設用地の境界付近を拡大したものです。この航空写真からは、今回の転用工事が行われる以前から、審査請求人が所有する太陽光発電施設用地に設置されたブルーの防草シートの上に、既に土砂が飛散しており、その状況から見ても、農業用排水路についても同様の状況であることが確認できます。

続きまして、今回転用許可のあった農地及び審査請求人が所有する土地の現状について、ご説明させていただきます。

6 ページから 9 ページをご覧ください。

6 ページは現況写真の位置図となります。7 ページから 9 ページの写真の写真番号と対応しております。

ここで 7 ページの写真ですが、審査請求人が所有する農地部分の現況写真となります。現況では防草シートで囲まれた部分が農地になるのですが、農作物の作付はされておられません。そこで、今回の転用許可について、許可処分をするに当たり、転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要についての審査基準なんですが、その判断は、審査請求人が所有する農地での営農状況に支障を来すかどうかを判断することになります。審査請求人は、今回の農地転用により土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがあると主張しておりますが、現況写真では、審査請求人が所有

する農地での営農に支障を来すような被害は確認できず、今回の転用申請に対する許可処分は適法であったと判断します。

8 ページをご覧ください。

8 ページの写真は、審査請求人が被害と主張する水路への土砂の飛散及び水のしみ出し等の現況写真ですが、5 ページの転用工事前の航空写真で説明したとおり、必ずしも今回の転用工事が原因となっているとは言えない状況です。そして、7 ページの審査請求人が所有する農地の現況でもご説明させていただきましたが、審査請求人が被害と主張する水路への土砂の飛散及び水のしみ出しは、審査請求人が所有する農地での営農に支障を来すような被害ではないと判断し、この点につきましても、今回の転用申請に対する許可処分は適法であったと判断します。

次に、9 ページの写真をご覧ください。

今回、転用許可した太陽光発電施設用地と審査請求人が所有する太陽光発電施設用地の写真です。今回の転用申請書の被害防除施設の概要の雨水処理については自然浸透とあり、審査請求人は、今回の転用申請書と本件農地における実態に相違があること等を主張していますが、本件農地における実態は、審査請求人が所有する太陽光発電施設用地との境界に、コンクリートブロックを積んだ水路を設置するといった、より防除性の高い土砂の飛散対策を講じております。この件につきましても、許可処分の審査基準は、審査請求人が所有する農地での営農に支障を来さないよう、被害防除対策がされているかどうかを判断するものであり、自然浸透より防除性の高い対策がされているため、この点につきましても、今回の転用申請に対する許可処分は適法であったと判断します。

以上が、現況と現況を踏まえた今回の転用許可処分の審査基準の説明となります。

審査請求人は、前述したような主張をしておりますが、転用申請事業者からは、参考資料 1 1 ページ、1 2 ページの審査請求に至る経緯に記載があるように、両者は現地で立会いを行っており、審査請求人の所有地へ被害が出ないよう対策し、雨水排水の排出先である、審査請求人が所有する土地にある農業用排水施設についても、土水路の設置更新又は暗渠設置等の対策を講じる等の申出を行ったものの、審査請求人の要求が過大であるため、対応することができないとの判断に至ったとの主張もある状況です。

そして、審査請求書に対する手続を進めておりましたが、当該転用申請事業者から令和 7 年 1 0 月 2 8 日付で農地転用許可後の工事等進捗状況（完了）報告の提出があり、これを受理したことで転用に係る手続は全て完結に至りました。

農地法 5 条に基づく許可は、それを受けなければ適法に農地転用ができないという法的効果を生じさせるものであって、農地転用許可後に転用に係る工事が完了した場合には、その法的効果は消滅すると解されており、この場合の転用許可の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くことになり、すなわち、転用許可の取消しを求める審査請求は、審査請求の利益を失ったものと解され、当該審査請求に対する裁決は、却下することになると解されております。

そこで、今回の事案については、今回の転用申請許可は適法であったとの判断の上で、議案第 8 号として第 1 農地部会でご審議いただき、津市農業委員会の意思決定として、当該審査請求に対する裁決について承認を求めるものです。

これらのことを踏まえて、議案第 8 号の行政不服審査法第 4 4 条の規定に基

づく審査請求に対する裁決について、ご説明をさせていただきます。

別冊の議案第8号をご覧ください。

表紙をめくっていただくと、1ページ目に裁決書の1枚目があります。

引き続き6ページまでめくってください。6ページにも裁決書の1枚目があります。初めの裁決書は令和7年9月19日付で提出のあった審査請求書に対する裁決書で、後の裁決書は同月24日付で提出のあった審査請求書に対する裁決書となります。2つの裁決書ですが、他の箇所の表現や判断はほぼ一致しておりますので、まとめてご説明させていただきます。

では、1ページに戻っていただいて、裁決書の主文ですが、本件審査請求を却下します。といたします。

続きまして、事案の概要ですが、今回の事案の要点として、既にご説明させていただいた内容と同じ内容になっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

審査請求人の主張の要旨でございますが、この部分も既に要点としてご説明させていただきました内容ですが、本件の処分取消しと本件審査請求の趣旨及び理由を考慮した裁決を求めるものとされております。

続きまして、裁決の理由ですが、1、本件審査請求についての(1)ですが、本件処分に係る農地転用工事が完了したことが書かれております。(2)の工事完了報告後の訴えの利益についてのアになりますが、農地法で転用工事完了後に当該許可の取消しを訴えることを争われた判例がないため、都市計画法における最高裁判所の判断の枠組みを参考として、開発許可について、許可に係る開発行為に関する工事が完了したときは、その開発許可の取消しを求める訴えは、その利益を欠くと最高裁判所平成5年9月10日第二小法廷の判決では判示しております。そして、イの本事案(農地法)への当てはめですが、農地法第5条に基づく許可についても、開発許可と同様と判断できることから、農地法第5条に基づく許可と農地転用許可後に転用に係る工事が完了した場合の転用許可の取消しを求める訴えは、その利益を欠くに至るものと言わざるを得ないと判断します。(3)ですが、広島高等裁判所平成3年9月27日判決では、本件審査請求とは異なる事案ではありますが、農地が恒久的に農地以外の土地に変じた場合において、同法第5条の趣旨に反するものと認められないときは、当該許可は不要に帰し、当該許可処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くと判示しております。そして、(4)ですが、これらのことを踏まえて、本件審査請求は、審査請求の利益を失ったものと言わざるを得ません。

では、最後に、2、結論についてですが、以上のことにより本件審査請求は不適法なものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。となります。

なお、今回の裁決書を作成するに当たり、本市法務部局及び三重県農地調整課と調整を図り、助言や協力を受けて作成したことを報告させていただきます。

以上をもちまして、事務局の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長

説明は終わりました。

この件につきましては、私と地元委員さんであります会長も、現地を見させていただいております。異なった地権者が隣接する太陽光施設については、非常にこういう問題が起き得ることかと思えます。現地の写真も見ていただくと、浸透式ではない防草シートが張っているところは、排水関係はそこで遮られておるような状況でもありました。また、荒廃地になっております。一番問題な

のは申請人の所有する太陽光施設と隣接する太陽光施設の区切りで、南側の大きな太陽光施設を私らは農業委員会で許可をしております。私も会長も見させてもらいましたけれども、裁決されたとおりの判断でよかろうかというふうなことを皆さんにお伝えして、ご意見を頂戴したいなというふうに思います。

あらかじめ地元委員さんである会長のご意見も言っていただくと一応いいかなと思います。

喜多委員 さきほど部会長が言ったとおり、別にほかには問題ございませんので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

川邊委員 2番、川邊です。既にこれは結論が出ておって、原状回復する必要もないし、これで問題ないというようなことが書かれていますと説明がありましたよね。説明の中で、本人は聞いていないという部分が説明があったんやけれども、これは立会いをしていますよね。それで聞いていないという部分はちょっと理解ができないので、それを説明をお願いできますか。

事務局 すみません、説明が不足しておりましたが、業者が許可申請が出したときには、隣地説明をした旨のことを記載して申請書を提出しておりますが、実際は、申請した業者は隣接地が既に太陽光であること、下部の農地の部分についても、農地として見ることも、説明したような状態であったことから、この方には説明に行かなかったということなんです。

その状況の中、審査請求人が日々の管理のためにこの農地に訪れたときに、自分が所有する土地の南側上部で工事がされておることが判明して、そこで初めて、この工事は何をされておるのかということで役所のほうに問合せがありました。そこで、太陽光発電施設の工事です、という説明をさせていただいたところ、私は隣接する土地の所有者ですが、説明を受けていないということで、そこで業者さんに私らも連絡を取って説明をするように調整をいたしました。なので、その後は両者は立会いを行って、そういう説明も業者はしております。ただ、そこを不服として、審査請求を出してきたときには業者からの説明は受けていないとはっておりますが、実際のところ、審査請求が出ている段階では、審査請求人は業者とは現地の立会いの下に説明を受けております。

川邊委員 2番、川邊です。事前に説明せんかというところが不満なわけやね。

事務局 そういことです。ありがとうございます。

丸山委員 13番、丸山です。これは工事完了だから、訴えに利益がないよということを裁決書にうたっているんですけども、この時系列のフローの中で工事完了はいつになりますか。

事務局 11ページ、12ページをご覧ください。申請事業者からは令和7年10月28日付で完了した旨の報告が出ております。

丸山委員 13番、丸山です。何を言いたいかというと、相手は要は5条許可の手續に不備があったというので取消しを求めてきておる案件ですよ。

事務局 はい。

丸山委員 13番、丸山です。今回の審査請求の結果が、訴えの利益がないから却下しますよと。却下って、門前払いですよ、これ。

事務局 そうです。

丸山委員 13番、丸山です。訴えの利益がないというのは、工事完了しているからということなんですけれども、9月の時点では、工事は完了していないじゃないですか。説明の中では5条許可が全然瑕疵がなかったということを説明されたんですけれども、裁決書の中では訴えの利益がないの一点張りで、そこではねていますよね。審査請求そのものが行政訴訟法の前置主義に基づく申請やと思うんですよ。後にもありますけれども、気に入らんなら提訴してよと書いてあります。その辺が時系列的に問題ないのでしょうか。

事務局 そのあたりも後日、法務部局や三重県の農地調整課にも助言をいただくような形で審査を進めておりました。13ページのフローに、不服申立ての審査請求の事務手続の図がありますが、この左の欄が審査請求人となりまして、①②③と矢印と番号で示されてあるんですけれども、審査請求書の提出が令和7年9月19日と9月24日とあって、処分庁及び審査庁である津市農業委員会でそれを受理しております。

その審査請求に対して、こういう短期間で同じ内容の審査請求が2度ほど出るということがあまりないような状況なので、その内容について、詳しくもう一度具体的に説明してくださいということで、審査請求の補正命令をこちらはしております。補正命令は10月16日付でしており、審査請求人はそれを受理して、審査請求人は10月29日付でまた農業委員会のほうに提出しております。

今回は裁決書のことで皆さんにご審議を諮っていただいておりますが、これが業者の業務完了報告がまだ出ていない状況であれば、通常であればこの審査請求人の主張に対して弁明書という形で、本市農業委員会の許可は適正なものでしたということを審査請求人に説明する等の対応となるのが通常です。

かつ、その弁明書自体も農業委員会としての意思決定をするので、その作成された弁明書を審査請求人へ提出するときには、今回お諮りさせていただいたように部会で諮らせていただいて、この内容でいいか承認をいただいた後、弁明書を審査請求人へ送付するということになっています。そうしたら、審査請求人はうちからの弁明を受けて、いやいやまたこういうことですよ、というやり取りを十分行った上で、最終の結果で裁決をどうするか、というふうな判断に至ることになります。

ただ、今回は、その手続の過程で業務完了報告が出たことによって、農地法の5条の許可の法律上の性質では、完了報告が終わってしまえば、結局、既に工事が完了しているのに、許可をすることを取り消しても何の意味もないということになります。もちろん、その許可が不適切であったり、許可に対して不備があるようであれば、それは農業委員会としては、出た段階で不備を認めたり、それを容認というふうな判断になるのですが、そうではないのであれば、その許可を取り消しても審査請求人が救われるわけではないので、そういう意味で内容を審査せずに却下に至るといふ裁決になります。

なので、今回の裁決書の説明をさせていただいたんですが、実際のところ、

却下の判決というのは丸山委員さんがおっしゃられたように門前払いとなつて、審査請求の内容までは、本来は考慮しなくてもいいんです。不適法な状態であるので却下しますでも可能なんですけれども、皆様にご説明するとともに、もともとそれは今回、転用許可をしたこの許可自体が適法な判断であったということも含めて、皆様に説明させていただくためにお話を聞いていただきました。

以上です。

議 長 丸山さん、いかがですか。

丸山委員 13番、丸山です。相手に対しては先ほどの裁決書の結果だけを伝えるんですか。

事務局 そうです。この裁決を受け取ってから問合せがあれば、先ほど説明させていただいた農業委員会としての判断として、5条申請の許可というのは適法でしたということをご説明させていただく予定であります。また、最終ページを見ていただくと、この裁決について不服があった場合はうちを被告として裁決の取消しの訴えを提起することができますということが書かれています。津市を被告として取消しの訴えを提起するということは、要は、これは裁判所に申し立てるということになっています。

議 長 皆さん、結論を出したいと思うんですけれども、皆さん、いかがですか。これらのことを考えれば、現地確認がいかに大事かということだと思います。該当する事業者とか地権者、もちろんできたら地権者もそうなんですけれども、現地立会いは非常に重要ではないか思います。以前から申し上げたとおり、申請者への立会いの協力については、しっかりとお願いをしてほしいなというふうに思います。

どうですか、皆さん、この案件について、議案第8号についてですけれども、いかがですか。

川邊委員 2番、川邊です。これまでもそうですが、今まで以上に慎重になっていかならんかなというようなことは確認をできましたけれども、改めてまたこれを承認するということですね。私もやっぱり隣接への説明や、現地確認を徹底し、法人関係者にもちゃんとしてよということですよ。

事務局 許可については以前承認していただいておりますけれども、今回の議案第8号については、この裁決で審査請求人に対して裁決書をお渡しするということで、この内容ですということのご承認をいただきたいと思います。

議 長 皆さん、承認ということでよろしいでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第8号については、承認することといたします。

以上をもって、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これもちまして、第2回第1農地部会を終了いたします。

午前11時22分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_